

「〇〇ペイで返金」と言われたら・・・ 詐欺を疑いましょう

＜相談事例＞

ネットショッピングで健康食品を注文し、外国人と思われる個人名義の口座へ7,000円を銀行振込みしたが、商品は届かなかった。その後、注文先の業者から連絡があり、「倉庫が火事になり商品を送れないので、返金する。」と言われ、LINEの友達登録をするよう求められた。ビデオ通話で指示されるままにバーコード決済の〇〇ペイに数字を入力したが、相手から「失敗している。」と言われ、何度も操作した結果、5万円を送金していることになっていた。どうしたことか。返金してほしい。
(60歳代女性)

＜アドバイス＞



- ネットショッピングで商品購入をした消費者が販売業者から「決済アプリで返金する」と言われ、スマホで返金手続きに誘導されているうちに、「返金」ではなく「送金」してしまったという新卒の詐欺に関するご相談が寄せられています。「〇〇ペイで返金します」と言われたら、詐欺を疑ってください。
- ネットショッピングの代金を「銀行振込」しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは、不自然です。

- 相手の指示に従って、スマートフォンを操作することはせず、まずは、消費生活センターに相談しましょう。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん